

(様式2)

処分基準（不利益処分関係）

法令名	家畜伝染病予防法	担当課	畜産課	検索番号	1-1
不利益処分	患畜等の殺処分命令				
1. 法令の定め（処分要件）					
○ 家畜伝染病予防法第17条第1項					
都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、次に掲げる家畜の所有者に期限を定めて当該家畜を殺すべき旨を命ずることができる。					
1 流行性脳炎、狂犬病、水泡性口炎、リフトバレー熱、炭疽、出血性敗血症、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、ピロプラズマ病、アナプラズマ病、伝達性海綿状脳症、鼻疽、馬伝染性貧血、アフリカ馬疫、小反芻獣疫、豚水泡病、家きんコレラ、ニューカッスル病又は家きんサルモネラ感染症の患畜					
2 牛肺疫、水泡性口炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、伝達性海綿状脳症、鼻疽、アフリカ馬疫、小反芻獣疫、豚水泡病、家きんコレラ又はニューカッスル病の疑似患畜					
2. 処分基準					
患畜等に対する殺処分命令の基準は次のとおりとする。					
○ 家畜防疫対策要綱（平成11年4月12日付け11畜A第467号農林水産省畜産局長通知）					
まん延防止について					
家畜伝染病のまん延防止の成否は、初動防疫がいかにより迅速かつ的確に実施されるかに左右される。このため、当該措置の的確な実施に努めることに重点を置き、以下の事項に留意して法に規定されているまん延防止措置を的確に実施する必要がある。					
殺処分					
法第17条の規定に基づく患畜等の殺処分については、地域における患畜の発生の様相、家畜の飼養状況、予防接種状況等まん延防止に係る各種要因を総合的に勘案して的確に実施する必要がある。					
個別疾病対策					
1 流行性脳炎					
法第2条に掲げる流行性脳炎とは、日本脳炎、西部馬脳炎、ベネズエラ馬脳炎等脳炎を起こすアルボウイルスによる感染症をいう。現在、我が国で発生をみているのは日本脳炎のみである。日本脳炎の主な被害は、馬における発症時の死亡及び予後不良並びに繁殖豚における死流産、無精子症等の発現にあることから、馬及び繁殖豚を中心とした発生予察措置の徹底に重点を置いて防疫対策を講ずる必要がある。					
（発生予防対策）					
(1) 日本脳炎は、予防接種の励行を基本として発生予防を図ることが重要である。特に豚にあっては未越冬の子取り用雌豚及び繁殖用雄豚を中心として、地域における抗体上昇期の少なくとも6週間前に接種が完了するよう家畜飼養者を指導する必要がある。また、分娩回数の少ない経産豚についても必要に応じて予防接種を実施するよう併せて指導することが必要である。					
(2) 日本脳炎の流行の予測、予防接種の実施の検討等本病の防疫に資するため、公衆衛生当局					

との連携を図りつつ、と畜場における本病の抗体動態調査結果を有効に活用するとともに、必要に応じて法第5条の規定に基づく抗体の動態調査を実施することが必要である。

(まん延防止対策)

(3) 日本脳炎については、原則として法第17条の規定に基づく患者の殺処分及び法第20条第1項の規定に基づく病性鑑定のための疑似患者の処分は実施しない。

(4) 発生農場及び周辺農場の家畜飼養者に対しては、必要に応じて殺虫剤の散布等吸血昆虫の防除の実施について指導する必要がある。

2 炭疽

本病は、突然のへい死例として発見されることが多く、その後の患者又は疑似患者の死体及び汚染物品の適切な処置を誤ると、本病の病原菌の特性から常在化し、清浄化に大きな支障を生ずるのみならず、特に酪農家で発生した場合は、生乳流通が広域化・大規模化している中で、生乳の廃棄等に伴う被害が莫大なものになりかねない状況にある。このため、本病については、本病を疑う症例を発見した場合の迅速かつ的確な病性鑑定の重要性についての関係者に対する啓発・指導と、早期発見及び迅速な防疫措置の実施の徹底に重点を置いて防疫対策を講ずる必要がある。

(発生予防対策)

(1) 本病の病原体の常在地においては、予防接種の励行を基本として発生の予防に努めるよう家畜飼養者を指導する必要がある。

(まん延防止対策)

(2) 家畜が突然へい死した場合は、直ちに家畜保健衛生所に届け出るとともに、当該家畜飼養施設において生産された生乳については、当該家畜の病性鑑定結果が判明するまで、他の家畜飼養施設から出荷された生乳と合乳しないよう関係者を指導する必要がある。

(3) 本病を疑った症例を発見した場合は、天然孔からの血液等の漏出防止を図り、速やかに病性鑑定を実施する必要がある。また、家畜、生乳等の本病の病原体を伝播するおそれのある物品についての移動を自粛するよう関係者を指導する必要がある。なお、病性鑑定用の材料の採取に当たっては、できる限り切開部位を少なくし、切開部位からの血液、体液の漏出による周囲への汚染防止を図ることが重要である。

(4) 病性鑑定により、アスコリー反応が陽性で有荚膜桿菌の検出を見た場合は、本病の疑似患者として適切なまん延防止措置を迅速に実施するとともに、引き続きその後の病性鑑定を速やかに行う必要がある。

(5) 本病の発生が確認された場合は、法第32条第1項の規定に基づき、直ちに家畜、生乳等本病の病原体を伝播するおそれのある物品の移動制限措置を講ずる必要がある。また、この移動制限期間中に、法の規定に基づく検査を実施し、生乳の処理等についての生産者に対する指導が必要である。

(6) 法第20条及び法第23条の規定に基づく死体及び汚染物品の焼却等並びに法第25条の規定に基づく畜舎等の消毒の実施に当たっては、次のことに留意の上措置する必要がある。

ア 患者及び疑似患者の死体は原則として焼却する。

イ 患者及び疑似患者が飼養されていた畜舎の消毒の困難なもの、不用の汚染物品及び床板等の木製品並びに価値の少ない汚染物品等は焼却する。

ウ 消毒は、発生畜舎のみならず関係運動場等の施設全般にわたって実施する。

(7) 法第23条の規定に基づく焼却等の対象となる生乳は、原則として畜舎に所在する生乳及び集乳所等への輸送段階のものとし、以下により処置する必要がある。

ア 炭疽菌に汚染した生乳として処置するもの。

(イ) 培養その他の方法により乳汁中に炭疽菌を証明したもの。

(ロ) 炭疽にかかり泌乳量が著しく減少した牛から搾乳されたもの。

(ハ) 炭疽にかかり40℃以上の発熱を示す牛から搾乳されたもの。

イ 炭疽菌に汚染したおそれのある生乳として処理することができるもの。

(イ) 炭疽にかかった牛から搾乳されたものであって、発症の前日以降搾乳したもの ((イ))

に掲げるものを除く。)及びこれらの生乳と合乳されたもの。

(4) 炭疽にかかった牛と同居する牛であって、40℃以上の発熱を示す牛から搾乳されたもの及びこれらの乳と合乳されたもの。

ウ 患畜の発見の遅延等により、飼養場所が炭疽菌により汚染されているおそれがあると考えられる場所で飼養されている搾乳牛から搾乳されたもの(発生の場所、発生時の状態及びその後の処置いかんにより異なるが、患畜の処分後おおむね一週間を基準とする。)

(8) 発生畜舎の同居牛については、法第 31 条の規定に基づき抗菌性物質等による措置を迅速に行い、継続発生の防止に努める必要がある。なお、まん延防止のための予防接種は、発生畜舎の同居牛及び汚染畜舎の飼育牛を対象として、患畜の最終発生後 10 日間を経過してから実施する必要がある。

3 ブルセラ病

本病については、非清浄地域において飼育されている搾乳牛、種雄牛及びそれら同居牛の他、県知事が必要と認めた牛について法第 5 条の規定に基づく検査並びに当該検査により摘発した患畜についての法第 17 条の規定に基づく殺処分を基本とした発生予防及びまん延防止の徹底により清浄度の維持・清浄化の達成を図ることに重点を置いて防疫対策を講ずる必要がある。

(発生予防及びまん延防止対策)

(1) 本病の患畜は、速やかに法第 14 条第 1 項の規定に基づく隔離の徹底を図り、法第 17 条の規定に基づき発生後 2 週間以内に殺処分を行うよう命ずる必要がある。なお、殺処分に際しては、剖検記録を作成し、病性鑑定材料を採取して菌分離等の検査を行う必要がある。また、動物衛生研究所と連絡をとり、発生記録、殺処分時血清(10ml)及び病性鑑定材料を動物衛生研究所に送付する。

(2) 法第 20 条第 1 項の規定に基づく病性鑑定のための殺処分は、原則として実施しない。

(3) 本病の非清浄地域の指定については、別記 8 による。

4 結核病

本病については、非清浄地域において飼育されている搾乳牛、種雄牛及びそれら同居牛の他、県知事が必要と認めた牛について法第 5 条の規定に基づく検査並びに当該検査により摘発した患畜についての法第 17 条の規定に基づく殺処分を基本とした発生予防及びまん延防止の徹底により清浄度の維持・清浄化の達成を図ることに重点を置いて防疫対策を講ずる必要がある。

(発生予防及びまん延防止対策)

(1) 本病の患畜は、速やかに法第 14 条第 1 項の規定に基づく隔離の徹底を図り、法第 17 条の規定に基づき発生後 2 週間以内に殺処分を行うよう命ずる必要がある。なお、殺処分に際しては、剖検記録を作成し、病性鑑定材料を採取して菌分離等の検査を行う必要がある。また、動物衛生研究所と連絡をとり、発生記録、殺処分時血清(10ml)及び病性鑑定材料を動物衛生研究所に送付する。

(2) 乳用牛以外の牛については、主としてと畜場において本病が摘発されていることから、今後とも食肉検査機関との連携を強化して、と畜場における患畜の的確な把握に努めるとともに、当該患畜の出荷元のすべての飼養牛についての検査を実施して、清浄化の一層の推進を図る必要がある。

(3) 法第 20 条第 1 項の規定に基づく病性鑑定のための殺処分は、原則として実施しない。

(4) 本病の非清浄地域の指定については、別記 8 による。

5 ヨーネ病

本病の発生は、従来主に輸入牛で見られていたが、近年は、国内生産牛や特用家畜でも見られ、その発生頭数は急増しており、全国的なまん延が危惧されている。本病については、発生地域における飼養牛及び導入牛について法第 5 条の規定に基づく検査並びに当該検査により摘発した患畜についての法第 17 条の規定に基づく殺処分により、早期の清浄化を図ることに重点を置いて

防疫対策を講ずる必要がある。

(発生予防及びまん延防止対策)

- (1) 本病の患畜は、速やかに法第 14 条第 1 項の規定に基づく隔離の徹底を図り、法第 17 条の規定に基づき発生後 2 週間以内に殺処分を行うよう命ずる必要がある。なお、殺処分に際しては、剖検記録を作成し、病性鑑定材料を採取して菌分離等の検査を行う必要がある。また、原則的には動物衛生研究所と連絡をとり、発生記録、殺処分時血清 (10ml) 及び病性鑑定材料を動物衛生研究所に送付する。
- (2) 法第 20 条第 1 項の規定に基づく病性鑑定のための殺処分は、原則として実施しない。
- (3) 過去に本病の発生のあった農場については、定期的な検査、畜舎の消毒、ふん便の衛生的処理等の日常の衛生的管理の徹底に努め、病原体による環境汚染の低減・防止を図るとともに、本病の病原体を排出する可能性のある成牛と本病の病原体に感受性の高い哺乳牛等幼若牛を分離して飼育し、衛生的な初乳を給与する等により農場内での水平伝播を防止するよう指導する必要がある。また、患畜の摘発が連続する等汚染が高度で成牛と哺乳牛等を分離して飼育することでは清浄化の進展が困難な場合には、患畜の同居牛の自主的とう汰も視野に入れ、防疫対策を講ずることが重要である。
- (4) 発生農場の堆肥については、草地への直接還元は避け、切り返し等を十分行い熟成堆肥として処理するよう家畜飼養者を指導する必要がある。
- (5) 過去に発生のない農場において本病の発生地域から家畜を移入する場合には、本病について清浄である旨の証明書の確認を行って移入するよう家畜飼養者を指導することが重要であり、必要に応じた導入時の検査を実施し、清浄度の維持を図る必要がある。

6 ピロプラズマ病及びアナプラズマ病

バベシア・ピゲミナ及びバベシア・ボビスによるピロプラズマ病並びにアナプラズマ・マージナールによるアナプラズマ病については、近年発生もなく清浄化が進展してきている。今後、本病については必要に応じて法第 5 条の規定に基づく検査を実施して清浄度を確認することが重要であり、清浄化の一層の進展を図ることに重点を置いて防疫対策を講ずる必要がある。

(発生予防対策)

- (1) 過去に本病の発生が認められた地域にあつては、必要に応じ定期的な投薬等を実施することにより、牛体付着マダニの駆除に努めるよう家畜飼養者を指導する必要がある。
- (2) (1) 以外の地域については、法第 5 条又は法第 51 条の規定に基づく検査を実施することによりオウシマダニ及び当該病原体についての地域の清浄度を確認する必要がある。

(まん延防止対策)

- (3) 本病が発生した場合には、発生状況、牛の移動状況等を勘案して、必要に応じ法第 32 条第 1 項の規定に基づき、移動制限を実施する必要がある。更に患畜又は疑似患畜の同居牛の検査及びマダニ調査を実施し、当該結果に基づく防疫措置を取るとともに速やかに関係県へ連絡する必要がある。

7 伝染性海綿状脳症

法第 2 条及び家畜伝染病予防法施行令第 1 条に掲げる伝染性海綿状脳症とは、牛海綿状脳症、スクレイピー等プリオンが原因となるものをいう。我が国で発生をみているのはスクレイピーのみである。

スクレイピーについては、生前診断方法、予防法及び治療法は、現在までのところ十分確立されているとはいえない状況にある。このため、疫学的に本病の発生と関係のある農場及び輸入めん羊を飼養する農場の家畜飼養者を中心として、本病の早期発見のための病原体の特性についての啓発と立入検査による本病の清浄度の検査を中心とした伝播の防止に重点を置いて防疫措置を講ずる必要がある。

(発生予防及びまん延防止対策)

- (1) 本病は、激しい搔痒及び脱毛 (搔痒感から体を壁や立木等に擦りつけるために、腹背部や

腎部を中心に顕著な脱毛が見られる。)、無気力化、麻痺、運動失調、発育不良等の臨床症状を呈する。このため、日常の飼養管理に当たっては、これらの症状の有無を十分観察し、当該症状又は類似症状を認めた場合は速やかに最寄りの家畜保健衛生所へ通報するよう家畜飼養者を指導することが必要である。

- (2) 本病の伝播経路については、未だ十分解明されていないが、一般的に垂直感染及び水平感染の両者が起こり得るとされている。特に、感染めん羊の胎盤を食することが未感染めん羊への重要な伝播経路になると言われている。このため、分娩房の設置及び分娩時の胎盤や血液汚染物の焼却等による後産の衛生的な処理に努めるよう家畜飼養者を指導することが必要である。
- (3) 本病の既発生農場及びそれらと疫学的に関連のある農場並びに輸入めん羊の飼養農場について、法第5条若しくは法第51条の規定に基づく立入検査を定期的実施し、清浄度を確認していく必要がある。
- (4) 本病については、進行性、致死性の疾病で、治療方法もないことから、症状、親子若しくは兄弟等疫学的関連等から本病の罹患が疑われるめん羊が発見された場合は、法第14条第1項の規定に基づく隔離の徹底を図るとともに、法第17条の規定に基づく殺処分を実施する必要がある。当該めん羊を飼養していた畜舎等については、2%次亜塩素酸液等で消毒するよう家畜飼養者を指導することが必要である。また、速やかに発生めん羊についての疫学調査を実施し、関係県に連絡することが重要である。
- (5) 本病に罹患しためん羊の殺処分は、焼却施設のある家畜保健衛生所の病性鑑定施設で実施し、病性鑑定用材料を採取する必要がある。また、本病の病性鑑定は、動物衛生研究所で実施するため、病性鑑定用材料の採取、処理、送付等の方法について動物衛生研究所とあらかじめ連絡をとる必要がある。

なお、剖検に当たっては、血液、体液、骨粉、悪露等の飛散に注意するとともに、病性鑑定用材料の採取に用いた器具等は2%次亜塩素酸液等で十分に消毒し、死体は確実に焼却する必要がある。

8 馬伝染性貧血

本病は、近年発生もなく清浄化が進展してきている。今後、本病については、法第5条の規定に基づき種牡馬、種牝馬、競走馬等の全頭を検査対象として清浄度の維持に努める必要がある。

(発生予防対策)

- (1) 本病については、法第5条の規定に基づく検査を実施するとともに、競技用馬、乗用馬、農耕馬、愛玩用ポニー等規則第9条第2項の規定に基づく検査の対象としていない馬についても積極的に検査対象として指定し、必要に応じ法第5条の規定に基づく検査を関係団体等と十分連絡をとりつつ効果的かつ効率的に実施し、県下全域における清浄度の把握に努める必要がある。

(まん延防止対策)

- (2) 本病の患畜については、速やかに法第14条第1項の規定に基づき隔離の徹底を図り、法第17条の規定に基づき、発生後二週間以内に殺処分を命ずる必要がある。
- (3) 法第20条第1項の規定に基づく病性鑑定のための殺処分は、原則として実施しない。
- (4) 競馬場等馬が集合する施設で本病が発生した場合には、発生状況、発生厩舎の配置状況及び馬の移動状況等を勘案して、必要な場合は時期を失することなく法第32条第1項の規定に基づき移動制限を実施するとともに、患畜又は疑似患畜との同居馬の調査を実施し、速やかに関係県へ連絡する必要がある。

10 ニューカッスル病

本病については、自衛防疫事業を中心とした予防接種の徹底により全国的な大流行はみえていないが、これまでの疫学知見を踏まえると、本病のウイルスはなお野外に広く存在していると考えることが相当であり、飼養規模の大型化及び集約化の進展している状況の下では、ひとたび発生

した場合、その被害は極めて大きなものともなりかねない状況である。このため、本病については、引き続き協会事業を中心とした自主的な予防接種の効率的実施の推進による発生予防に重点を置いて防疫対策を講ずる必要がある。

(発生予防対策)

(1) 本病については、必要に応じて法第 51 条の規定に基づく立入検査を積極的に行う等により、日頃から地域における予防接種状況を的確に把握するとともに、適切な接種の実施を家畜飼養者に指導し、発生予防措置の徹底に努めることが必要である。なお、予防接種に当たっては、予防液の種類による特徴、地域における発生状況等を踏まえ効果的な接種プログラムの作成について関係者に対し積極的に助言・指導する必要がある。

(2) 本病の伝播に関与すると思われる野鳥・ペット鳥類による本病の侵入の防止についても関係者への啓発・指導に努めることが重要である。

(まん延防止対策)

(3) 本病の発生のなかった地域で、本病発生の疑いが生じた場合は、速やかな病性鑑定の実施に併せ、殺処分以外のまん延防止の措置を適切に講ずるよう指導する必要がある。

(4) 法第 17 条の規定に基づく患畜の殺処分については、発生の経過、発生状況、症状の有無、予防接種状況等を十分勘案して効果的に実施する必要がある。特に、発生初期の段階では、速やかに鶏群単位で殺処分を行い、効果的に防疫対策を講ずることが必要であるが、本病発見の際、既に広範囲にまん延している場合又は汚染地域で発生した場合には、病性、予防注射実施状況等を調査の上、隔離観察及び物品、畜舎の消毒等殺処分以外の措置により防疫対策を講ずることが必要である。

(5) 疑似患畜については、本病ウイルスがなお広範囲に存在すると考えられる状況下においては、殺処分が必ずしも最も合理的な防疫手段とは認めがたいので、原則として法第 17 条の規定に基づく殺処分は実施しないことも有り得る。ただし、当該疑似患畜の免疫付与状況の把握が困難な場合等であり、まん延防止上必要かつ効果的と認められる場合に、殺処分を行うことが必要となることも有り得る。

(6) 発生施設内の鶏で、まだ症状を呈していないものは、法第 14 条第 1 項の規定により速やかに隔離する必要がある。

(7) 緊急予防接種は、発生施設内の鶏でまだ症状を示していない鶏及び発生地域を中心とする周辺地域の鶏について、飼養状況、予防接種状況、異常鶏の有無等を考慮して、必要と認められた場合に、法第 31 条の規定に基づいて実施する必要がある。その際の実施範囲は、原則として法第 32 条第 1 項の規定に基づいて設定された移動制限区域内とする必要がある。

(8) 法第 32 条の規定に基づく移動の制限は、発生農場を中心として、地理的条件、飼養状況等を考慮して、時期を失することなく実施する必要がある。また、当該期間中に当該地域内鶏について、法第 31 条又は法第 51 条の規定に基づく検査を実施し、鶏の健康状態を確認する必要がある。当該移動制限は、最終発生例についての措置後、原則として 3 週間の観察期間を置き、新たな発生を認めない場合には、予防注射の実施状況を勘案した上で解除することができる。

なお、当該移動制限期間中であり、消毒、用途の限定等の所要の措置を講ずることにより、防疫上支障がないと認められる場合は、鶏卵出荷、肉用鶏の最寄りの食鳥処理場への出荷に限り制限区域外への移動を行うことができる。

11 家きんサルモネラ感染症

規則第 1 条に規定される病原体のうち我が国で発生をみているのは、サルモネラ・プロラムによるひな白痢である。ひな白痢は、主として介卵感染により伝播するため、これまで家畜飼養者の自主的検査及び予防事業における検査による感染種鶏の摘発を基本として防疫を実施してきた結果、現在では、散発するに過ぎない状況となっている。このため、本病については、引き続き種鶏場における感染鶏の摘発及びとう汰による清浄度の維持に努めることに重点を置いて防疫対策を講ずる必要がある。

(発生予防対策)

- (1) 種鶏及び種鶏候補鶏については、中すう期及び産卵開始前における自衛検査の実施について家畜飼養者を積極的に指導することが重要である。種鶏については、毎年少なくとも一回、法第5条の規定に基づく検査（おおむね飼養羽数の10%、最少100羽。ただし、陽性鶏が摘発された場合は全羽数。）を実施する必要がある。
- (2) 清浄化が進展している状況の下で、今後とも本病の発生予防の徹底を図って行くため、引き続き本病の主たる発生場所となる育すう場を中心として、本病の病性の啓発及び情報の収集に努めることが重要であり、必要に応じて法第51条の規定に基づく立入検査を実施し、本病の実態把握と指導に努める必要がある。
- (3) サルモネラ・エンテリティディスのワクチン接種鶏は、ひな白痢の検査で抗体陽性と診断されることから、標識を付したワクチン未接種鶏群を対象とした類症鑑別（全羽）を実施する必要がある。

(まん延防止対策)

- (4) 患畜は、原則として法第17条の規定に基づき、早期かつ確実な殺処分を命ずる必要がある。
- (5) 患畜及び疑似患畜（自主検査により摘発された抗体陽性鶏を含む。）から生産された卵等については、速やかに処理するよう家畜飼養者を指導する必要がある。
- (6) 種鶏場以外の養鶏場で本病が発生した場合は、関係種鶏場までさかのぼり、速やかに法第50条の規定に基づく立入検査を実施する必要がある。また、その結果、汚染が確認された場合には、清浄化のための措置を十分に講ずるよう家畜飼養者を指導する必要がある。